

令和5年度年度事業計画

釧路水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 日本水先人会連合会が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力すること。
- (5) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

- (1) 令和5年度の水先人募集に応募はなく、本年度も水先人2名体制での業務となるため、支援水先人を有効に活用し対応する。本年6月から留萌木下水先人の複数免許取得要請開始の予定。
併せて新水先人の募集を続け、利用者のニーズに対し安定かつ効率的な水先業務を提供できるよう体制を構築する。
- (2) 第2埠頭南側バルク栈橋が平成31年1月から供用が開始され、喫水の深い船舶の入出港が可能となったことから、船舶の入出港に際しては海上保安部、代理店等関係先との連絡を密にして船舶交通の安全かつ効率的な水先業務を行うこととする。
- (3) 釧路港西区における長周期のうねり対策について波向、有義波高、有義波周期の予測値が設定されたので指定された時間までに早期避難を確認検討し、入港着岸見合わせ等関係先からの船舶避難情報を遵守する。
- (4) 令和5年年度客船の寄港隻数は釧路港14隻 花咲港2隻が予定されている。
入出港に際し、前広に客船毎に関係先と十分な打ち合わせを行い、安全かつ

円滑な対応を行うこととする。

2. 各事業

令和5年度は、次の具体的事業を行う。

(1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ・法令、会則等の遵守及びそれに基づく業務の遂行
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ・品質向上に関する対応
- ・利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理の実施
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

(2) 水先人の養成関連事業

- ・登録水先人養成施設からの委託を受けた水先修業生の水先実務に係る訓練の実施
(本年度、水先人採用を予定している水先人会のみ)
- ・新入会者に対する、船舶航行及び会員自身の安全確保並びに水先人としての業務運営に関する訓練の実施(本年度、新入会員のいる水先人会のみ)
- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進

(3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務の的確な実施
- ・上記事務を行うための引受事務要領の整備
- ・会員のための水先料収受・払出し事務の的確な実施

(4) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
- ・釧路港港湾関係団体への参加。
- ・日本水先人会連合会、北海道水先人会連合会の各会議への参加。

以上